明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則
（公正取引委三）　一
○公正取引委員会の審査に関する規則の一部を改正する規則（同四）　二
○公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則（同五）　三
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（一次速報）（二〇二〇年四～六月期）（内閣府）　三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　五
特殊法人等
令和元年度参議院共済組合の決算関係　三
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　三
会社その他
会社決算公告　三

規　則

○公正取引委員会規則第三号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七条の四第一項から第四項まで、第七条の五第一項、第二項及び第八項、第七十条の六並びに第七十六条第一項並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令（昭和五十二年政令第三百十七号）第十一条第三項の規定に基づき、課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則（平成十七年公正取引委員会規則第七号）の全部を改正する規則を次のように定める。

令和二年九月二日

公正取引委員会委員長　杉本　和行

課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則

（定義）

第一条　この規則において使用する用語であって、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号。以下「法」という。）において使用する用語と同一のものは、これと同一の意義において用いるものとする。

（期間の計算）

第二条　期間の計算については、民法（明治二十九年法律第八十九号）の期間に関する規定に従う。

2　前項の規定にかかわらず、期間の計算においては、行政機関の休日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。次項において同じ。）に当たる日数は算入しない。

3　第一項の規定にかかわらず、期間の末日が行政機関の休日に当たるときは、行政機関の休日に関する法律第二条の規定を適用する。

（用語）

第三条　課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出の手続（法第七条の四及び第七条の五（これらの規定を法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の手続をいう。次項において同じ。）においては、日本語を用いる。

2　前項の規定にかかわらず、課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出の手続において公正取引委員会（以下「委員会」という。）に提出する資料が日本語で作成されていないものであるときは、当該資料に日本語の翻訳文を添えなければならない。

（調査開始日前の違反行為の概要についての報告）

第四条　法第七条の四第一項第一号又は第二項第一号から第四号まで（これらの規定を法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する事実の報告及び資料の提出を行おうとする者（当該違反行為に係る事件についての調査開始日（法第七条の四第一項第一号に規定する調査開始日をいう。）前に同条第四項（法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により共同して事実の報告及び資料の提出を行おうとする者を含む。第六条第一項において同じ。）は、様式第一号による報告書を電子メールを利用して委員会があらかじめ指定した